

危機管理マニュアル

岐阜県立揖斐高等学校

【参考・引用資料】

- 学校の危機管理マニュアル作成の手引（文部科学省 平成30年2月）
- 学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（文部科学省 平成27年2月）
- 『生きる力』を育む防災教育の展開（文部科学省 平成25年3月）
- 学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き（文部科学省 平成24年3月）
- 『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育（文部科学省 平成22年3月）
- 学校安全 管理・教育の手引き 改訂版（岐阜県教育委員会 平成21年3月）

【関連ホームページ】

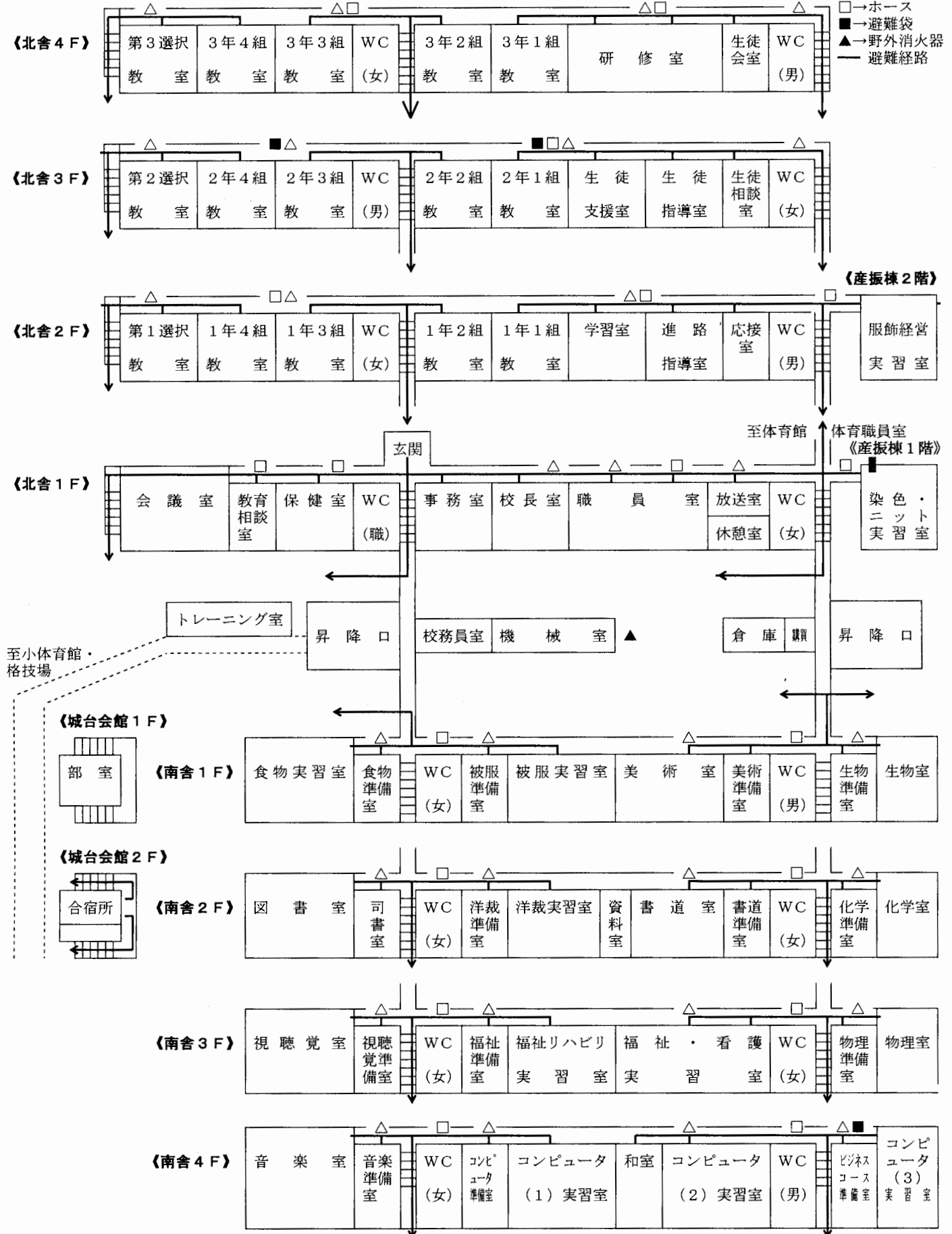
- 内閣府 防災情報のページ <http://www.bousai.go.jp/index.html>
- 岐阜県総合防災ポータル <http://www.pref.gifu.lg.jp/bousai/>
- 岐阜地方気象台 <https://www.jma-net.go.jp/gifu/>
- 学校保健ポータル <https://www.gakkohoken.jp/>

目 次

校舎見取り図・避難経路・避難場所	1
1 事故発生時の対応の基本	4
(1) 方針	4
(2) 事故発生時の迅速正確な連絡、通報	4
(3) 応急手当を実施する際の留意点	5
2 様々な事故への対応	6
(1) 頭頸部外傷への対応	6
(2) 熱中症への対応	6
(3) 食物アレルギーへの対応	6
(ア) アレルギー患者への理解と正確な情報の把握・共有	6
(イ) 日常の取組と事故予防	7
(ウ) 緊急時の対応	7
3 不審者侵入の対応	8
4 登下校時の緊急事態（不審者事案等）への対応	14
5 交通事故への対応	16
6 気象災害への対応	18
(1) 浸水害への対応	19
(2) 竜巻への対応	19
(3) 雪害について	20
7 「緊急地震速報」に係る対応について	21
8 地域特有の災害について	22
9 その他の危機への対応	23
(1) 岐阜県内にJアラートによる弾道ミサイル発射の情報が伝達された場合について	23
(2) 岐阜県内に弾道ミサイルが落下した場合について	23
(3) 岐阜県外にJアラートによる弾道ミサイル発射情報が伝達された場合について	23
10 保護者への引き渡しについて	24
11 各災害毎の複数の避難所について	25

【避難経路】

- △→消火器
- ホース
- 避難袋
- ▲→野外消火器
- 避難経路



避難集合場所(1)

【グラウンド】

[記号] □屋内消火栓ボックス

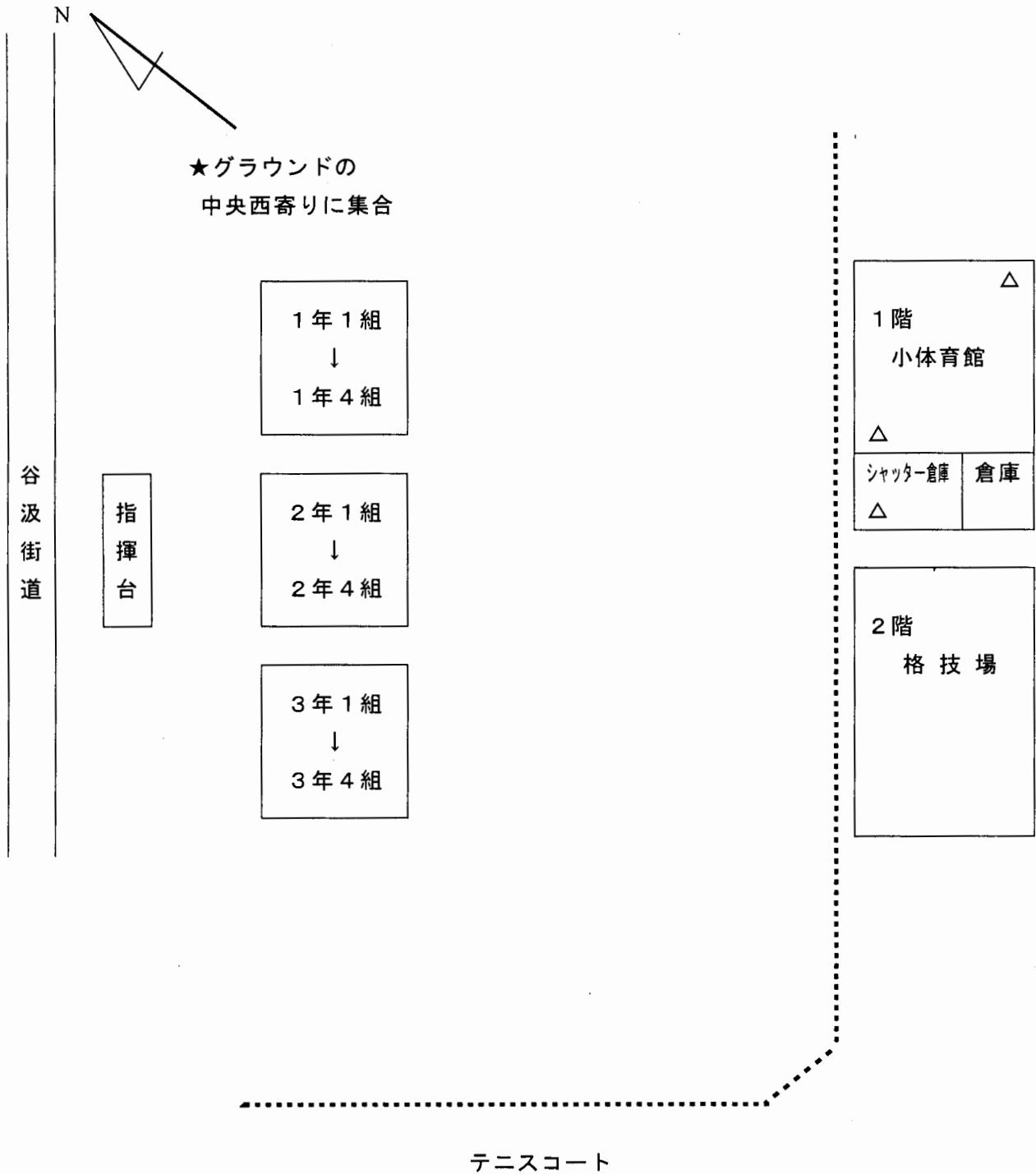
△ABC粉末消火器

■避難器具(斜降式救助袋)

▲野外消火器

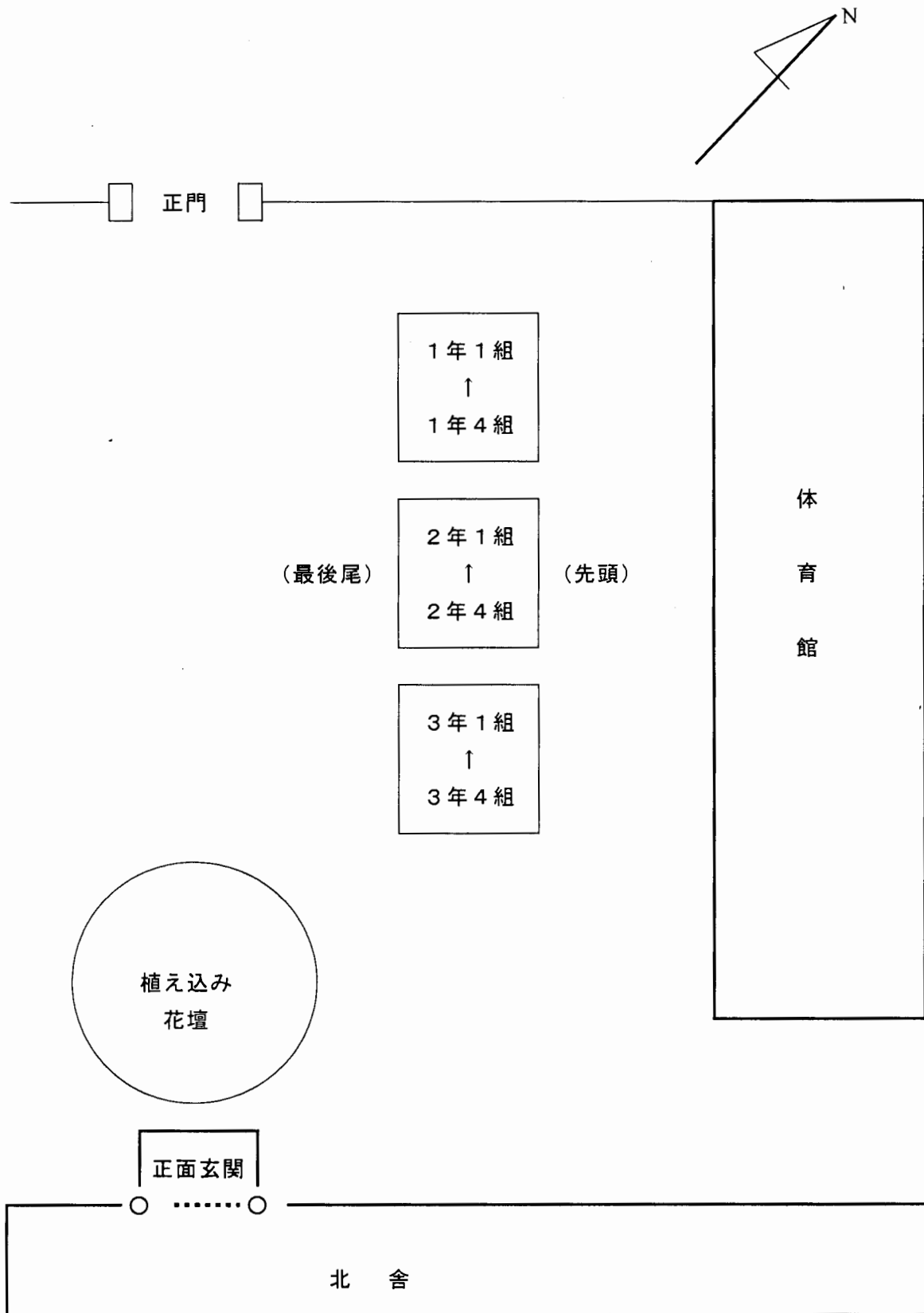
→誘導灯

避難場所



避難集合場所(2)

【校舎正面駐車場】

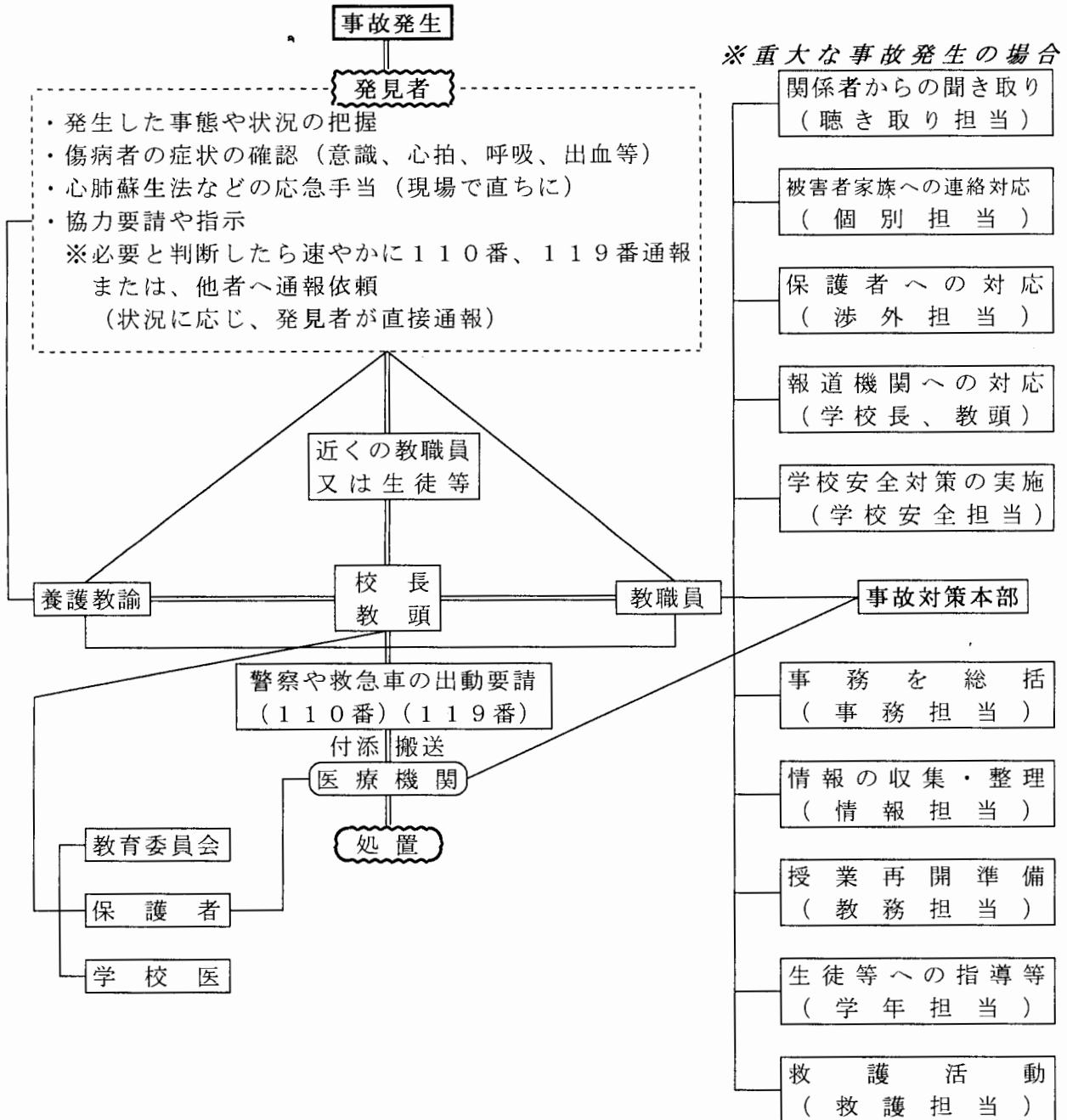


1 事故発生時の対応の基本

(1) 方針

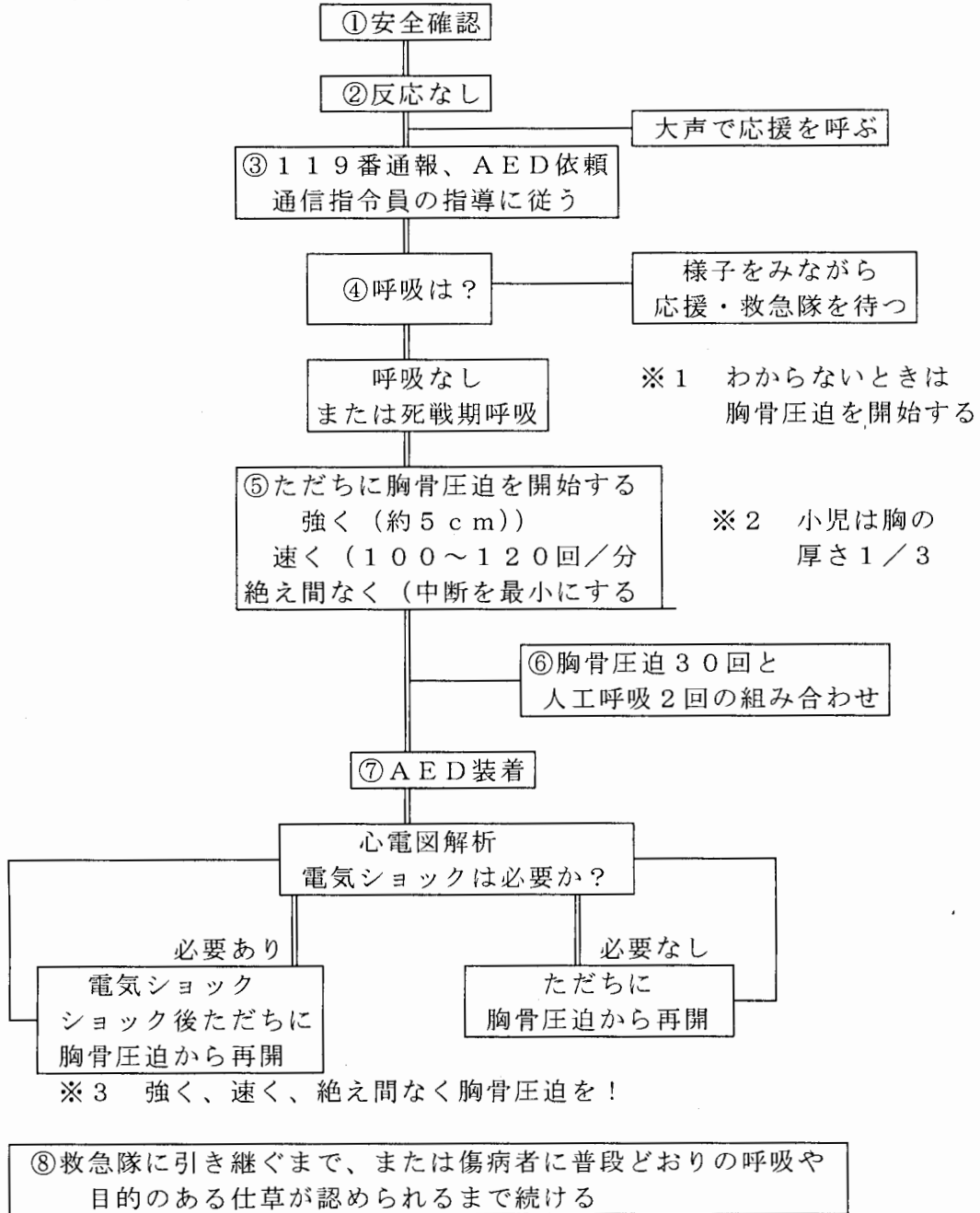
- ・ 生徒等の安全確保、生命維持最優先
- ・ 冷静で的確な判断と指示
- ・ 適切な対応と迅速正確な連絡、通報

(2) 事故等発生時の対応、救急及び緊急連絡体制



(3) 応急手当を実施する際の留意点

※ 一次救命処置 (BLS) の手順



2 様々な事故への対応

(1) 頭頸部外傷への対応

コンタクトスポーツ（サッカー、柔道、ラグビー等）や回転運動、飛び込みを伴う競技を行う場合、地面や畳に頭部を強打したり、脳が激しく揺さぶられたりすること（加速損傷）により、「脳震盪」「急性硬膜下血腫」「頸髄・頸椎損傷」等を引き起こす可能性がある。

(ア) 頭頸部外傷の予防のために

頭頸部外傷事故は、男子に多く、体格の発達や運動能力の向上に伴って増加する。また、部活動においては、競技経験の浅い初心者に事故が起こりやすいことが明らかになっている。発達段階や技量に応じた活動計画を立て、適切な指導を行うことはもとより、無理な練習や施設設備の不備等がないよう注意が必要である。

(イ) 事故発生後の対応

決してすぐには立たせずに、意識障害の有無等をチェックします。意識障害が継続する場合は、直ちに救急車を要請する。

また、脳震盪の一項目である意識消失（気を失う）から回復した場合も、速やかに受診し医師の指示を仰ぐことが重要である。その後6時間くらいは急変の可能性があるため、帰宅後の家庭での観察も必要となる。

頸髄・頸椎の損傷が疑われる場合は、平らな床に速やかに寝かせた後、意識の状態、運動能力（まひ、筋力の低下）、感覚異常（しびれ、異常感覚）、呼吸の状態の4つを確認することが必要であり、動かさないで速やかに救急車を要請するのが原則である。動かすことによって重症にしてしまう危険性があるので、できるだけ救急隊に搬送してもらう。

(2) 熱中症への対応

学校の管理下での熱中症死亡事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるものである。また、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度が高い場合には発生することがあるので注意が必要である。

(ア) 熱中症予防のために

環境温湿度又はWBGT（湿球黒球温度）等を測定し、「熱中症予防運動指針」〔（公財）日本体育協会〕等を参考に運動を行わせる。水分補給は、0.1～0.2%程度の食塩水が望ましいとされている。肥満傾向の人は熱中症になりやすいので、トレーニングの軽減、水分補給、休憩など十分な予防措置をとる必要がある。また、運動前の体調チェックや健康観察を行い、体調の不良の場合は、暑い中で無理に運動させないようにする。梅雨明けなど急に暑くなったときは、身体が暑さに慣れていないので、1週間くらいは、短時間で軽めの運動から始め、徐々に慣らしていく。

(イ) 事故発生時の対応

けいれん、ふらつき、めまい、吐き気などは熱中症を疑う症状である。意識を失っている場合は救急車を要請し、同時に応急手当を行う。意識がある場合は、涼しい場所に避難させ、衣服をゆるめて体を冷却し水分を補給させる。症状が改善しない場合は、病院への搬送が必要である。

（意識がある場合でも、状況に応じて救急車を要請することも考えられる。）

参照資料

- ・「学校管理下における体育活動中の事故の傾向と事故防止に関する調査研究」- 体育活動における頭頸部外傷事故防止の留意点 - 調査研究報告書
（独立行政法人日本スポーツ振興センター）
- ・熱中症を予防しよう（独立行政法人日本スポーツ振興センター）

(3) 食物アレルギーへの対応

既往症のある生徒等のみが発症するとは限らず、初めて食したものに反応する事態が少なからずある。医療機関や消防機関等とも相互に連携し、組織的に対応することが不可欠である。

(ア) アレルギー疾患の理解と正確な情報の把握・共有

・「ガイドライン」と「学校生活管理指導表」の活用

各疾患の特徴を理解し生徒等の状況を把握するためには、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」の理解と「学校生活管理指導表」の活用が重要である。日頃から配慮や管理が必要な生徒等を把握し、原則として、対象となる生徒等の保護者からの、医師の診断に基づく学校生活管理指導表の提出を必須とする。また、それに基づく個別の対応方針を教職員全員で共有する。

(イ) 日常の取組と事故予防

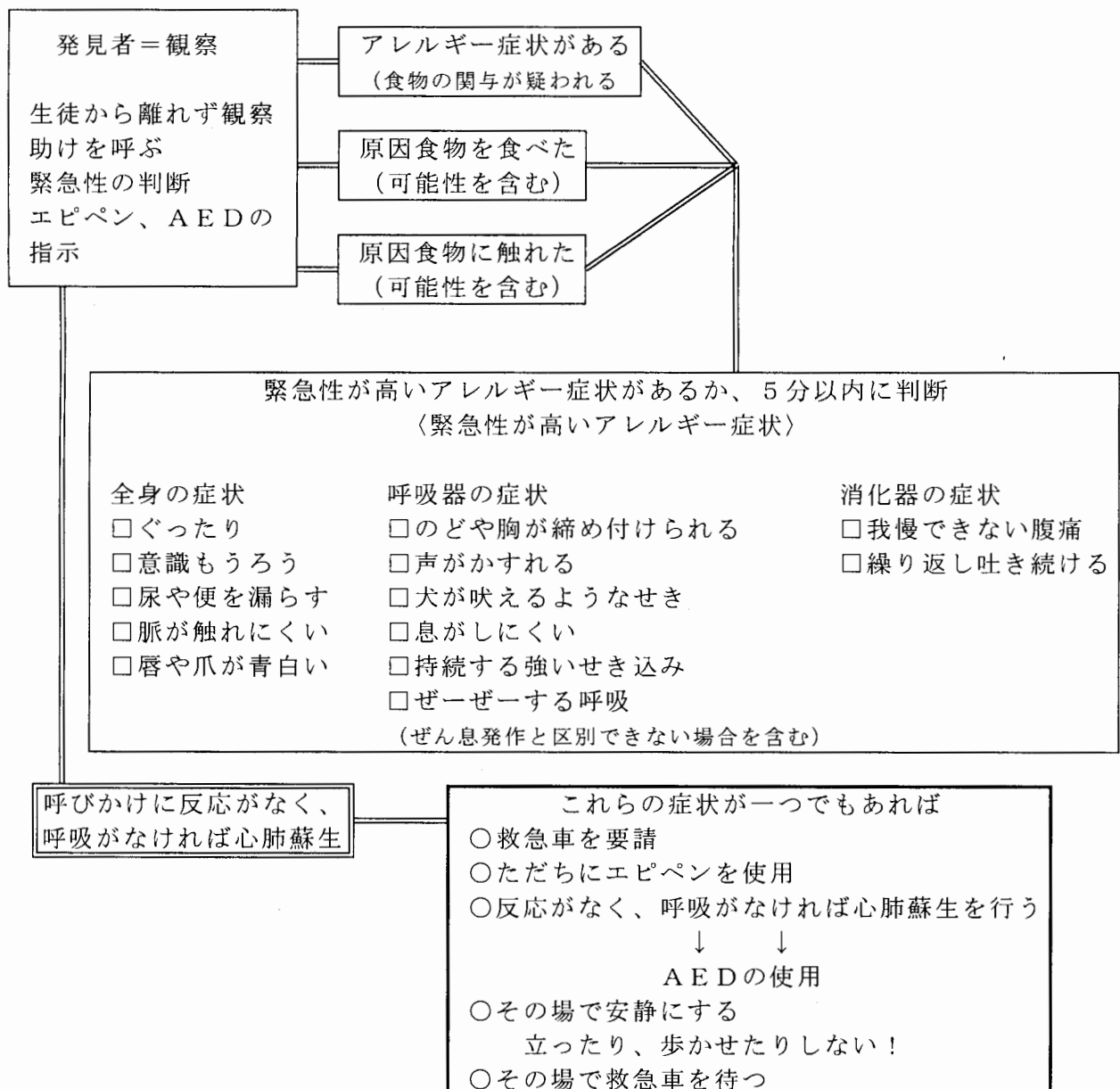
- ・食物・食材を扱う授業・活動、運動、宿泊を伴う校外活動など、学校生活管理指導表における「学校生活上の留意点」に基づく取組を行う。
- ・献立の作成と検討

安全性を最優先とし、原因物質の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。

(ウ) 緊急時の対応

特に、アナフィラキシーは非常に短時間のうちに重篤な症状に至ることがあり、迅速かつ適切な対応が求められる。いざという時に、だれが発見者になった場合でも適切な対応がとれるようにするため、エピペンの使い方など、日頃から実践的な研修や訓練を実施し、学校全体として取り組む体制を構築する必要がある。

緊急時の対応フロー



チームワークが大切

準備

- 緊急時の対応の準備
- エピペンの準備
- A E Dの準備

連絡

- 救急車の要請
- 管理職を呼ぶ
- 保護者への連絡

記録

- 観察の
開始時間
- エピペンの
使用時間
- 5分ごとの
症状
- 内服薬を
飲んだ時間

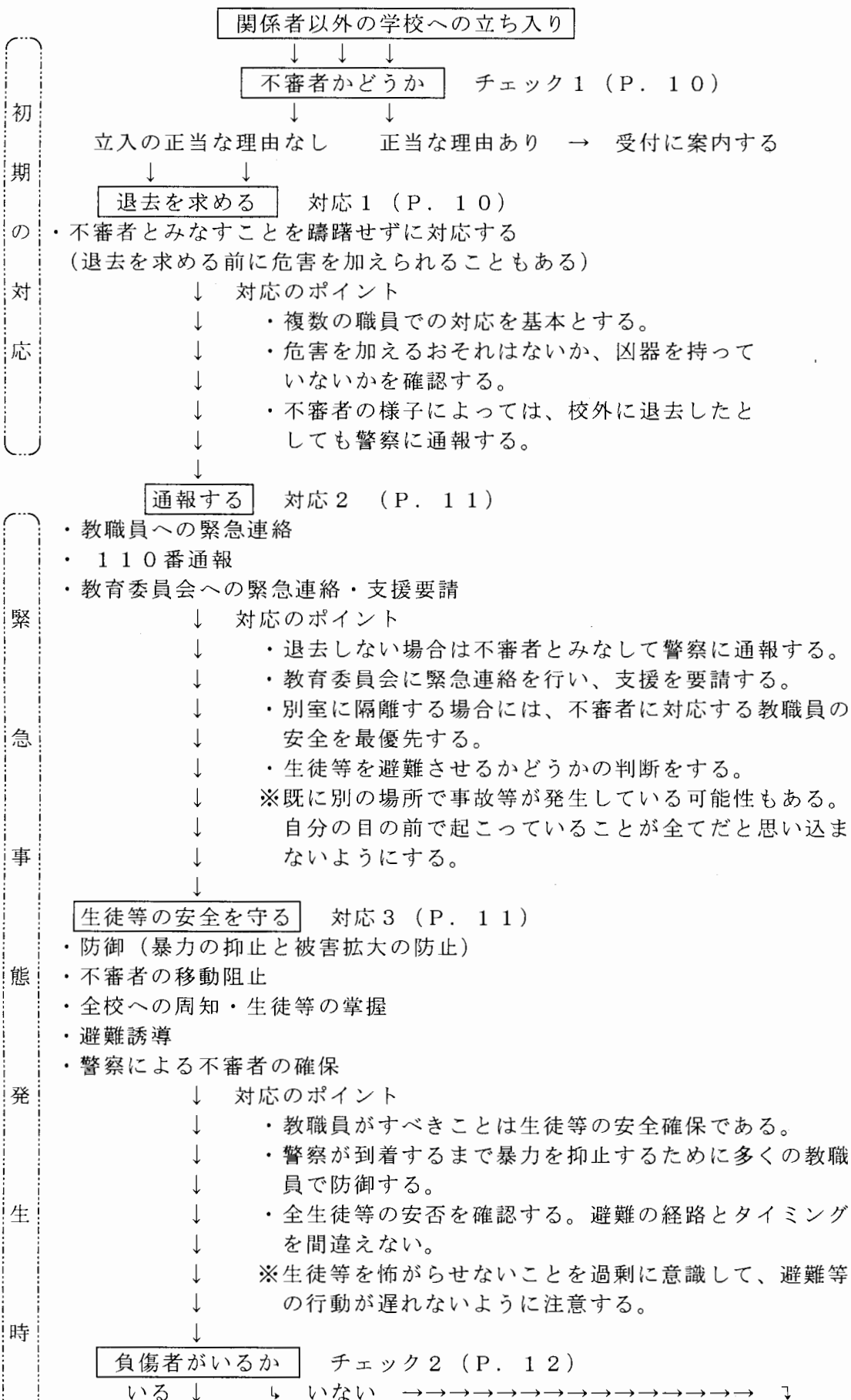
その他

- ほかの生徒への
対応
- 救急車の誘導

〔「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン要約版」

(文部科学省等 平成27年2月より)

3 不審者侵入への対応



の
対
応

いる

↓ いない

生徒等全員の安否が確実に確認できるまで、負傷者が「いない」という判断はしない。

また、負傷者がいなくても、心のケアが必要な生徒等がいる可能性があるため、生徒等の様子を把握し、適切に対応することが必要。

応急手当などをする

対応4 (P. 12)

- ・速やかな119番通報
- ・救急車の到着まで応急手当

↓ 対応のポイント

- ・逃げ遅れた生徒等がいなかを把握する。
- ・負傷の程度等を的確に救急隊に伝える。
- ・救急車には必ず教職員が同乗する。

事後の対応や措置をする

対応5 (P. 13)

事
後
の
対
応

- ・対策本部の設置
- ・情報の収集
- ・保護者等への説明
- ・報告書の作成
- ・心のケア
- ・教育再会の準備

↓ 対応のポイント

- ・事故等発生後の連絡・情報収集のための通信方法を複数確保しておく。
- ・災害共済給付の請求を行う。

不審者情報の共有

不審者情報は、警察や教育委員会に報告し、学区内のパトロールの強化や近隣の学校等への情報提供をするようにする。

チェック1 不審者かどうか

【1】不審者かどうかを見分ける

- (1) 来校者として不自然なことはないかをチェックする。
 - ・来校者の名札、リボン等をしているか。
 - ・不自然な場所に立ち入っていないか。
 - ・不自然な言動や行動及び暴力的な態度は見られないか。
 - ・凶器や不審物を持っていないか。
- (2) 声をかけて、用件をたずねる。
 - ・用件が答えられるか。また、正当なものか。
 - ・教職員に用事がある場合は、氏名、学年・教科等の担当が答えられるか。
 - ・保護者なら、生徒等の学年・組・氏名が答えられるか。
- (3) 正当な理由があっても、来校者名札を付けていない場合には必ず受付に案内する。

対応1 退去を求める

【1】他教職員に連絡して協力を求める。

- ・原則、教職員が一人で対応してはなりません。自身の安全のために適当な距離をとりながら、多くの教職員が駆けつけるのを待つ。

【2】言葉や相手の態度に注意しながら、退去するよう丁寧に説得する。

- ・相手に対応するときは、相手が手を伸ばしても届かない距離を保つことが必要である。
- ・教職員が持っていないても自然である長い定規などを持つことも有効である。

- ・毅然とした態度で対応し、いかなる場合であっても、不審者に背を向けないようにする。
- ・できる限り、生徒等がいる場所に不審者を向かわせないようにする。
- 【3】退去に応じない場合には、不審者とみなして「110番」通報する。
- 【4】退去後に再び侵入しないか見届ける。
不審者が退去に応じた後は、以下の対応を行う。
 - ・一旦退去しても、再び侵入する可能性もあるので、敷地外に退去したことを見届ける。
 - ・門や入口が開いている場合には必ず閉めて施錠する。
 - ・再び侵入したり近くに居続けたりする可能性があるため、しばらくの間は複数の教職員がその場で様子を見るようにする。
 - ・警察や教育委員会に連絡し、学区内のパトロールの強化や近隣の学校や自治会に情報提供を行う。

対応2 通報する

- 【1】校内緊急通報システムや校内放送を用いて他の教職員に応援を求め、速やかに「110番」通報するとともに、教育委員会への緊急連絡・支援要請を行う。
 - ・不審者がまだ暴力的な言動をしていない場合には、サイレンを鳴らさないでパトカーに来てもらうことも検討する。
- 【2】立ち入られた場合、相手を落ち着かせるために別室に案内して隔離することも試みる。
 - ・生徒等から遠い位置にある部屋に案内する。
 - ・複数の教職員で案内する。案内する際には、危害を加えられる可能性があるため、前ではなく、横を歩くようにする。
 - ・別室では不審者を先に部屋の奥へ案内し、教職員は身を守るために入り口近くに位置する。
 - ・不審者と教職員が一对一にならないようにする。
 - ・教職員がすぐに避難できるように、別室の出入り口の扉は開放しておく。
- 【3】所持品に注意して警察の到着を待つ。
 - ・凶器をカバン等に隠し持っている場合もあるので、手の動きに注意する。
 - ・不審者が興奮しないように、丁寧に落ちついて対応し、警察が到着するのを待つ。
 - ・到着した警察官が不審者のところに駆けつけれるよう、警察官を案内する教職員を決めておく。
- 【4】生徒等を避難させるかどうかを判断する。
生徒等を避難させるのと教室に留まらせるのと、どちらが安全かを素早く冷静に判断しなければなりません。生徒等を避難させる必要がある場合には、役割分担に応じて安全に誘導するなど、警察により不審者が確保されるまでの間、生徒等の安全を守ります。
避難を指示する場合は、あらかじめ決めておいた文言を放送で流す。

通報・情報共有

通報は、落ち着いて要点を伝えるようにする。
立入がなかった場合も、警察や教育委員会に報告し、学校内のパトロールの強化や近隣の学校等への情報提供をする。

対応3 生徒等の安全を守る

- 【1】防御（暴力の抑止と被害の防止）する。
対峙した教職員は、不審者を生徒等に近づけないようにすることで、被害（の拡大）を防止しながら、警察の到着を待つ必要がある。教職員の応援を求め際には、警報装置、通報機器防犯ブザー、校内放送等が考えられる。
なお、応援に駆けつける場合は、必ず防御に役立つものを持っていくようにする。

防御に役立つもの（例）

- | | | |
|-------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> さすまた | <input type="checkbox"/> 催涙スプレー | <input type="checkbox"/> 机・椅子 |
| <input type="checkbox"/> 消火器 | <input type="checkbox"/> ネットランチャー | <input type="checkbox"/> 長いものさし |
| <input type="checkbox"/> 傘 | | |

【2】避難の誘導をする。

- ・教室への侵入などの緊急性が低い場合や避難のため移動をすることで不審者と遭遇するおそれがある場合は、生徒等を教室等で待機させます。（ただし、教室を施錠するとともにすぐに避難できる体制を整えておく。）
- ・ほかの教職員から避難の指示がある場合はそれに従う。教室等に不審者が侵入した場合には、指示がなくとも生徒等が避難できるように訓練しておく。
- ・どの時点で避難の指示を出すのかを事前に決めておく。原則として、不審者が警察に確保されてから避難させる。最終的には、全校生徒等を運動場や体育館に集めて点呼を行う。

チェック2 負傷者がいるか

【1】負傷者を発見したら速やかに119番に通報する。

生徒等や教職員が負傷した場合には、すぐに「119番」に通報して救急車を要請する必要がある。

全ての教職員が「110番」及び「119番」通報の要請を理解していることが大切です。「110番」通報をしている場合は、負傷者がいることを伝えることにより救急車が連動して手配されるが、重複しても構わないので「119番」通報を行う。

【2】逃げ遅れた生徒等の有無を把握する。

その日に出席しているのに避難場所にはいない生徒等がいれば、負傷のために避難できなかった可能性があるため、分担場所を決めて校内を探す。

(1) 職員室や事務室など各学校で、情報を集約する場所、担当者を決めておく。

- ・通信方法は複数確保する。
- ・逃げ遅れて隠れている生徒等が安心できるような声を出しながら捜索を行う。
- ・集約した情報は、負傷者や行方不明者を探す教職員全員の目につくようにする。

(2) 負傷者が複数の場合に、誰が、どこで、どういう状態かという情報を救急隊に正確に伝えることを心掛ける。

(3) 負傷の程度、搬送された病院、付き添っている教職員の名前は必ず全体で共有する。
〔救急車に同乗するのは、搬送される生徒等をよく知る教職員（できれば担任）であることが望ましい。〕

(4) 全ての生徒等と教職員の無事が確認されるまでは「負傷者がいない」という判断をしない。

(5) 必要に応じて、学校周辺の店や民家などに避難している者はいないか、けがをしていないかを調べる。

- ・あらかじめ学校周辺の店等の連絡先を把握しておき、緊急時には電話による確認を行う。
- ・あらかじめ緊急事態に情報提供してもらえるようネットワークづくりをする。
- ・担当者が学校周辺を回って情報収集する。

対応4 応急手当などをする

【1】負傷者の応急手当を行う

(1) 救急車が到着するまでの間、負傷者の状態に応じて速やかに止血、心肺蘇生などの応急手当を行い、症状が重篤にならないようにします。そのためには、教職員等を対象に実技研修会を実施し、応急手当の技能の習得に努めることが必要である。

(2) 負傷者を見つけた場合、容体を観察すると同時に応援を依頼する。

- ・一刻を争う容体の負傷者を見つけた場合、管理職の判断を仰がず救急車を要請する。

対応5 事後の対応や措置をする

不審者の暴力行為等により、生徒等や教職員が死傷する事故等があった場合は、速やかな情報の整理と提供、保護者等への説明、報告書の作成や災害共済給付請求などが必要となる。こうした事後の対応や措置を組織的かつ円滑に実施するために、平時から事故等対応の組織体制を確立し、事故等の発生時には速やかに活動を開始できるようにしておくことが必要です。また、暴力行為を目撃して強い衝撃を受け、心が傷ついたりとみられる生徒等には心のケアも必要となる。

〈対応の流れのポイント〉

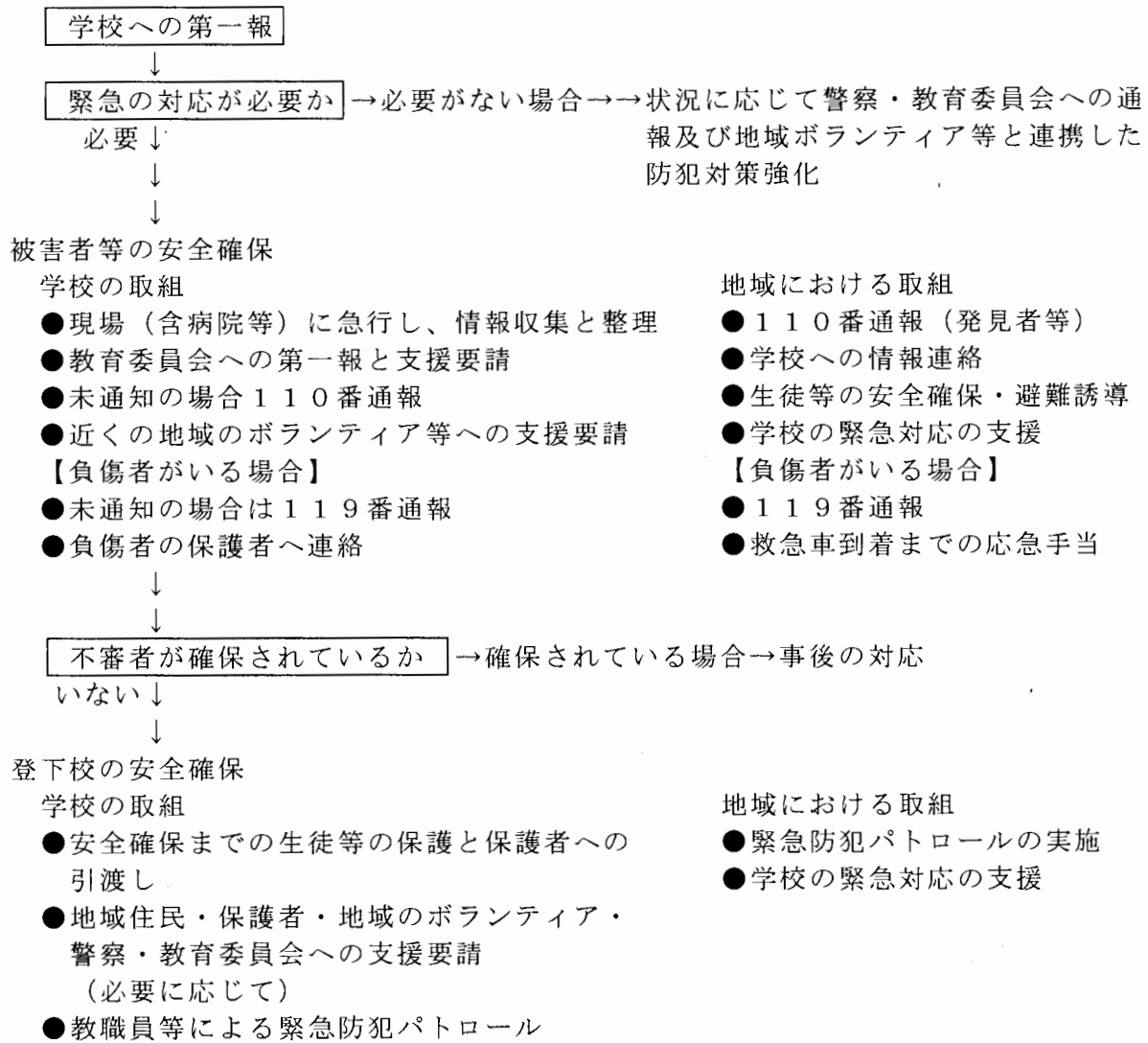
- 1 対策本部の活動を開始し、事後の対応や措置を機能的に行う。
- 2 情報を収集し、事故等の概要等について把握・整理し、提供する。
- 3 できるだけ速やかに保護者等に連絡や説明を行う。
- 4 教育委員会は、学校を積極的に支援する。
- 5 事故発生後の連絡、情報収集等のための通信方法を複数確保しておく。
- 6 教育再会の準備及び事故等の再発防止対策を実施する。
- 7 報告書を作成する。
- 8 共済給付等の請求をする。

4 登下校時の緊急事態（不審者事案）への対応

(1) 登下校時に緊急事態（不審者事案）が発生した場合

不審者に関する情報は、現在進行中の出来事から、数日前の出来事まで、重大事件から誤報事案まで様々な情報があります。学校は第一報が入った時点で、緊急に対応しなければならない事案かチェックし、適切な対応しなければならない。登下校時の事案に際しては、通報や安全確保の対応には保護者や地域、関係機関との連携が不可欠である。

登下校時の対応（不審者対応の場合）



[緊急対応の要否の判断と被害者等の安全確保]

- 第一報が入った時点で概要を把握し、緊急対応が必要かどうか見極める。

〈把握する情報の例〉

- いつ、どこで、誰に、どのようなことが起きたか
- 110番通報したか
- 負傷者はいるか
- 119番通報したか
- 周囲にほかの生徒等はあるか
- 例えば次のような状況が続いている場合も緊急対応が必要である。
- 凶器を持った不審者が通学路近くでうろついている。
- 登下校の生徒等が不審者に襲われけがをした。
- 不審者が登下校途中の生徒等に声を掛け連れ去ろうとした。
- 金品を奪われている。
- 校区内や周辺で凶悪な犯罪が発生し、解決していない。

〈学校の取組〉

- 1 警察への通報の有無を確認し、未通報の場合には通報を行う。
負傷者がいる場合は119番通報する。
- 2 地域住民や地域のボランティア等の支援を得て、生徒等の安全確保を図る。
- 3 現場（病院等を含む）に急行し、情報収集と整理を行う。
生徒等の現状……安否確認、負傷者の状況（病院に搬送されている場合は病院に急行）
不審者の状況……不審者が周囲にいると考えられる場合は警察が到着するまで生徒等の安全確保を図り、対応状況を常に確認するようにする。
- 4 教育委員会への第一報と支援要請を行う。
- 5 被害に遭った生徒等の保護者に連絡する。

【不審者が確保されていない場合の登下校の安全確保】

- 不審者が確保されているか、警察等の情報を確認し、学校・家庭・地域が一体となった対応が必要かどうかを検討・判断する。

〈警察に確認するポイント〉

- ◇不審者は確保されているか。
 - ◇確保されていない場合、登下校中の生徒等に被害が及ぶ可能性があるか。
 - ◇どの地域で危険性があるか。
 - ◇学校への指示や要請事項があるか。
- 安全が確認されるまで、生徒等の保護と登下校時の安全確保の取組を行う。
 - ・登校前の場合には必要に応じて自宅待機
 - ・下校前の場合には、安全が確保されるまで学校に待機
 - ・登下校中の場合は、警察等に早急に生徒等の安全確保への協力を要請するとともに、保護者・地域住民、地域のボランティア等に協力を依頼

【事後の対応】

登下校時における緊急事態が発生した場合には、事態が収束した後、生徒等の心のケアを行うとともに、情報を整理し調査、報告を行い、再発防止につなげる。

5 交通事故への対応

(1) 初期対応

事故の第一報が学校に入った後、必要に応じて110・119番通報した上で、交通事故の現場に急行して事態を把握する。(生徒等の状態、事故の状況など)。ほかの教職員と連携しながら、以下の対応を迅速に行う。

- ・負傷者がいる場合の応急手当及び安全確保
- ・保護者への連絡
- ・当事者となった生徒等の気持ちを落ち着かせる。
- ・周囲に他の生徒等がいる場合は、現場から離れるなど、安全確保を指示する。
- ・教育委員会等への連絡

(2) 二次対応と対策本部

事故の情報を整理し、警察・医療機関・PTA等と緊密に連携しながら、容体の把握、保護者への対応、今後の対応策、他の生徒等への指導等を検討する。重大かつ深刻な交通事故の場合は、緊急の対策本部を設置し、迅速な対応を講じる。

(3) 事故状況の調査・報告

事故発生状況や事故原因に関わる事実を調査・記録し、教育委員会等へ報告します。記録した情報は、防止に向けた安全管理・安全教育を再検討するために役立てる。

(4) 当事者となった生徒等への対応

事故当事者となった生徒自身がとるべき対応(警察への通報、加害者の責任)がある。発生段階、生徒等の理解不足、事故発生時の精神状態などにより、自らの力で適切に対応できない場合もあるので、事故後に生徒等がとった行動を確認し、対応が不十分な場合は支援・指導を行う。

(5) 心のケア

交通事故を経験することによって、心に深い傷を負った場合は専門家による心のケアが必要となる。特に、次のような場面を経験した場合は、事故当時者の生徒等も含め、心的外傷後ストレス障害に発展する可能性が高くなるので、適切なケアが求められる。

- ・兄弟・友人が死亡重傷事故に遭うのを目の当たりにした。
- ・生徒等が加害者となり他者に大けがを負わせた。
- ・自分の行為が原因となり、他者を事故に巻き込んだ。

(6) 被害者・加害者にならないための事前の対策

交通事故の可能性をできる限り小さくしていくことが、事前の危機管理の第一目線となります。生徒等が、交通事故の被害者にも加害者にもならないように、日頃から理解を深める場を設けることが必要です。

(ア) 生徒の事故の実態把握

ヒヤリハット経験も含め、生徒の交通事故の実態を把握する(いつ、どこでどのような事態が発生したのか)ことが出発点となる。また、不安全行動(横断時に確認しない、一時停止しないなど)がないかなど、生徒の登下校時の行動を観察し、管理及び教育上の課題を見出すことが重要となる。

なお、事故が多い傾向にあるものとして、「1年生の事故」、「自転車事故」が挙げられる。

(イ) 通学路の点検

効果的な指導につなげるため、定期的に通学路を点検し、交通事故に結びつく環境条件を特定し、除去していく取組が重要です。通学環境をより安全なものにするために、危険

箇所の抽出、分析、管理という一連の活動を実施する。

(7) 生徒への指導

生徒が、その発達段階に応じて、日頃から以下の点について、理解しておくよう指導する必要がある。

理解が必要なポイント

【警察への通報】事故後の対応を理解させる。

(すぐに警察に通報すること、相手当事者の車両ナンバーを覚えておくことなど)

【加害者の責任】加害者になった場合の責任について理解させる。

①刑事上の責任(相手を死傷させた場合、重過失致死罪に問われる)

②民事上の責任(被害者に対して損害賠償金を支払う義務を負う)

③行政上の責任(運転免許の停止処分等を受ける)

④道義的責任(被害者を見舞い謝罪する)

※生徒等が加害者になった場合、本人及び家族の心的に大きな負担が生じるだけでなく、将来の進路等へ影響が出る場合もある。

(8) 効果的な交通安全教育

危険予測、危険回避などの学習を通して、実際に安全な行動ができるようにすることが大切である。交通ルールに従った行動ができること「止まる、見る、確かめる」など、自分の力で自分を守る行動を適切に実行することが、教育の大きな目標となる。

また、主体的・対話的で深い学びのスタイルが、交通安全教育にも効果的だと指摘されています。交通安全マップ作り、モデリング、ミラーリングなど最新の教育方法や教材を活用し、効果的な教育を実践する。

・モデリング

模範となる他者の行動を観察することで、その行動が習得されること

・ミラーリング

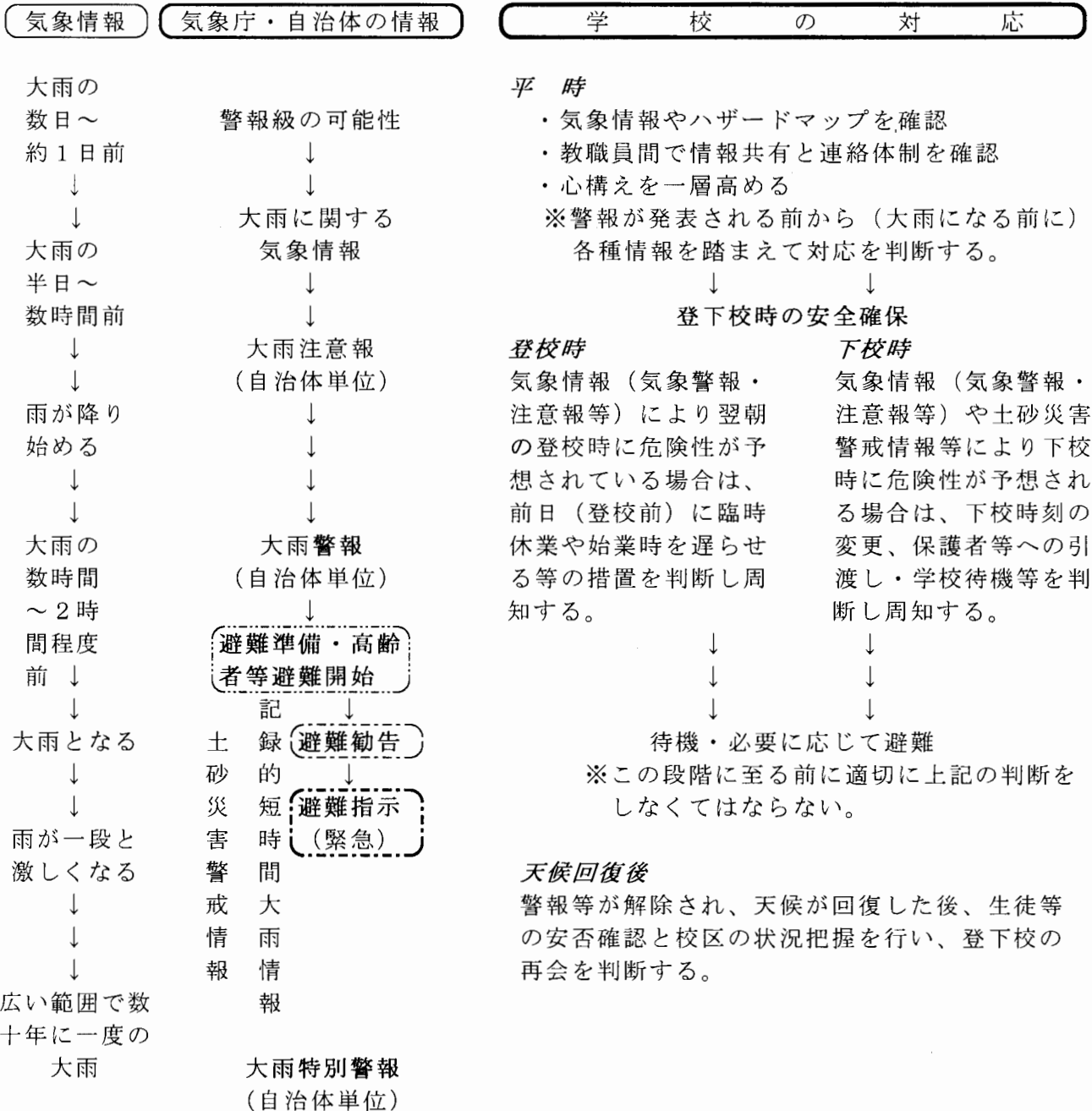
他者の行動の姿を観察して、自らの行動の姿を振り返ること

6 気象災害への対応

大雨・台風、大雪などによって登下校時に危険が予測される場合は、生徒等の安全を確保するために臨時休校や学校待機等の措置をとることが求められる。その際、気象情報、河川情報や自治体が発令する避難に関する情報など正確な情報を収集し、適切に判断することが大切です。

(1) 大雨（大雪）発生時の対応

気象災害に関しては、時々刻々と変化する気象情報への対応が遅れないよう、順次発表される気象情報に対して、状況に即した的確な対応を、時間軸に沿って適時実行していくことが求められる。



※各自治体からの避難情報や「大雨警報（浸水害）の危険度分布」、「洪水警報の危険度分布」、「土砂災害警戒判断メッシュ情報」、河川の氾濫に関する情報等により校区全体の状況を確認する。

※雨が止んだ後も、登下校の再開に際しては、河川の氾濫や水位、土砂災害の状況や危険度を確認する。

(2) 浸水害への対応

敷地外は「浸水指定区域」に指定されているが、敷地内は周囲より約1.5m高くなっている。

(ア) 登下校時

登下校時に道路等が浸水(冠水)している場合は、浸水の深さや距離を判断して、帰宅、避難所もしくは登校のうち最も安全と思われる行動を選択する。

(イ) 在校時

原則として、学校に留まる。

浸水(冠水)が解除され、公共の交通機関により帰宅できる生徒については帰宅を認める。徒歩もしくは自転車での帰宅は認めない。保護者の迎えによる帰宅は認める。

(ウ) その他

学校の周囲及び周辺には、柵(フェンス)や蓋のされていない用水路が多々ある。浸水(冠水)時に生徒及び教職員を移動させた場合、道路と用水路の境がはっきりせず、かえって危険である。従って、生徒等を浸水(冠水)時に他の避難所への徒歩及び乗用車での移動は厳禁する。

自衛隊及び消防等による、船舶(ボート)での移動は認める。その際は、教職員が引率する。誘導等を行わない。

浸水(冠水)時は南門周辺は、柵(フェンス)や蓋のない用水路があるために、南門は閉鎖し、敷地内への出入りは正門(北門)のみとする。

(3) 竜巻への対応

(ア) 登下校時

- 屋根瓦など、飛ばされてくる物に注意する。
- 橋や陸橋の下には行かないようにする。
- 近くの丈夫な建物や地下などに避難し、建物に避難できない場合は、くぼみ等に身を伏せ、横風を受けないようにする。

(イ) 在校時

◆教室にいる場合

- 飛来物の影響を抑えるために、窓を閉め、カーテンを引く。
- 窓ガラスからできるだけ離れる。
- 丈夫な机の下に入るなど、身の回りにある物で頭を守るなどの避難姿勢をとる。

◆教室以外の校舎内にいる場合

- 雨戸やシャッターを閉じる。
- 風の通り道やガラスが飛んでくるのを避けられる場所に身を寄せる。
- 壁に近い場所で避難姿勢をとる。
- 建物の最下階に移動する。

◆体育の授業や部活動などで屋外にいる場合

- 校舎など丈夫な(鉄筋コンクリート)建物に避難する。
- 物置やプレハブ(仮設建築物)などには避難しないようにする。

(ウ) その他

◆登下校時

登下校時に竜巻に遭遇した場合は、状況や距離を判断して、帰宅、避難所もしくは

は登校のうち最も安全と思われる行動を選択する。

◆在校時の下校について

原則として、学校に留まる。安全が確認され、公共の交通機関により帰宅できる生徒については帰宅を認める。徒歩もしくは自転車での帰宅は認めない。保護者の迎えによる帰宅は認める。



真っ黒い雲が近づいてきた



雷の音が聞こえてきた

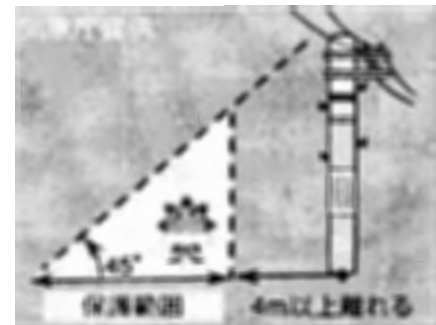


急に冷たい風が吹いてきた

(エ) 情報収集について

気象庁HPの雷・竜巻発生確度ナウキャスト

(<https://www.jma.go.jp/jp/radnowc/index>.)



(4) 雪害について

積雪が1 mを超えた場合は、体育館や渡り廊下等の雪下ろしが必要である。しかし慣れない教職員が行った場合は墜落の危険が考えられる。従って積雪量を早めに予測し、雪下ろしを業者に依頼する。

7 「緊急地震速報」に係る対応について

「緊急地震速報」は、平成19年10月1日より気象庁からテレビやラジオ等を通じて、可能な限り素早く情報が提供されるようになった。また、携帯電話にも速報が受信できる機能がある。

校内で「緊急地震速報」を受信した際は、自動的に校内放送で全校に知らせる。慌てず冷静に対処し、まず身の安全確保を優先する。

(1) 対応の基本

- (ア) 地震発生数秒前の速報の場合は、周囲の状況に応じて慌てずまず身の安全を確保することを最優先する。
- (イ) 教室等の室内では、机の下に隠れ頭部を保護し、できるだけ転倒物や飛来物から離れ、可能な範囲で火や電気を消し、窓や戸を開けて避難経路を確保する。
- (ウ) 慌てて外に飛び出さない。
- (エ) 屋外では、転倒物やガラス等の落下物から離れる。
- (オ) 慌てて廊下や階段から教室に戻らない。

8 地域特有の災害について

(1) 地域特有の災害について

地域性から土砂崩れ、土石流や雪崩等（含む橋の崩落等）により道路が寸断されることが想定できる。このような災害により生徒や教職員が登校困難になったり、帰宅困難になる場合が起こる。

在宅中であれば、道路が通行可能になるまで、自宅待機とする。

在校中は城台会館や会議室等の施設を活用し、指導の教職員と共に過ごす。

食事や入浴も必要になるので、柔軟に対応する。

9 その他の危機への対応

(1) 岐阜県内にJアラートによる弾道ミサイルの発射の情報伝達された場合について

(ア) Jアラートの情報を校内放送で伝える。授業を「中断」し、生徒に対して各自の居場所、身を守る行動をとるよう指示する。

<授業を中断する場合の指示>

ミサイル発射。ミサイル発射。北朝鮮からミサイルが発射された模様です。検査を中断します。窓から離れ、机の下にもぐり、頭を保護しなさい。屋外にいる場合は、校舎又は近くの建物の中に避難しなさい。次の指示があるまで、そのまま待機しなさい。

(イ) Jアラートにより、北朝鮮からの弾道ミサイルが岐阜県内に落下した情報が伝達された場合又は北朝鮮による弾道ミサイルの落下の規模が大きく、被害がある場合は、「2 岐阜県内に北朝鮮からの弾道ミサイルが落下した場合」(後述)に基づいて対応する。

(ウ) Jアラートにより、北朝鮮からの弾道ミサイルが日本の領土、領海の上空を通過した情報が伝達された場合(誤報の場合も含む)は、一斉放送により「授業再開」について指示する。

<授業を再開する場合の指示>

先程のミサイルは、日本の領土、領海を通過し、ミサイル発射による影響はない模様です。自分の席に着席し、授業の準備をしてください。

(2) 岐阜県内に弾道ミサイルが落下した場合について

弾道ミサイルによる放射線汚染を鑑み、生徒の命を守る行動を最優先とする。

(ア) 北朝鮮からの弾道ミサイルの落下の規模が大きく、被害がある場合

◆弾道ミサイルの落下による被害が大きく、生徒の安全が確保できないと判断した場合、生徒に「授業中断」を指示し、机の下での避難姿勢を維持させる。

<授業を中断する場合の指示>

ミサイル落下。ミサイル落下。ミサイルが〇〇市周辺に落下した可能性があります。検査を中断します。引き続き、窓から離れ、机の下にもぐり、頭を保護しなさい。屋外にいる場合は、校舎又は近くの建物の中に避難しなさい。次の指示があるまで、そのまま待機しなさい。

(イ) 弾道ミサイルの落下の影響が収まった時点で、被害状況、負傷者の有無等を県教委に連絡する。

(ウ) 被害が甚大で生徒の安全が確保できないと判断した場合は、安全な場所まで避難誘導する。

<避難誘導をする場合の指示>

ミサイル落下。ミサイル落下。ミサイルが〇〇市周辺に落下した可能性があります。検査を中断します。指示に従い、〇〇へ移動してください。

(エ) 避難誘導後、人員及び負傷の有無を確認し、管理職に報告し、指示があるまでその場で生徒を待機させる。

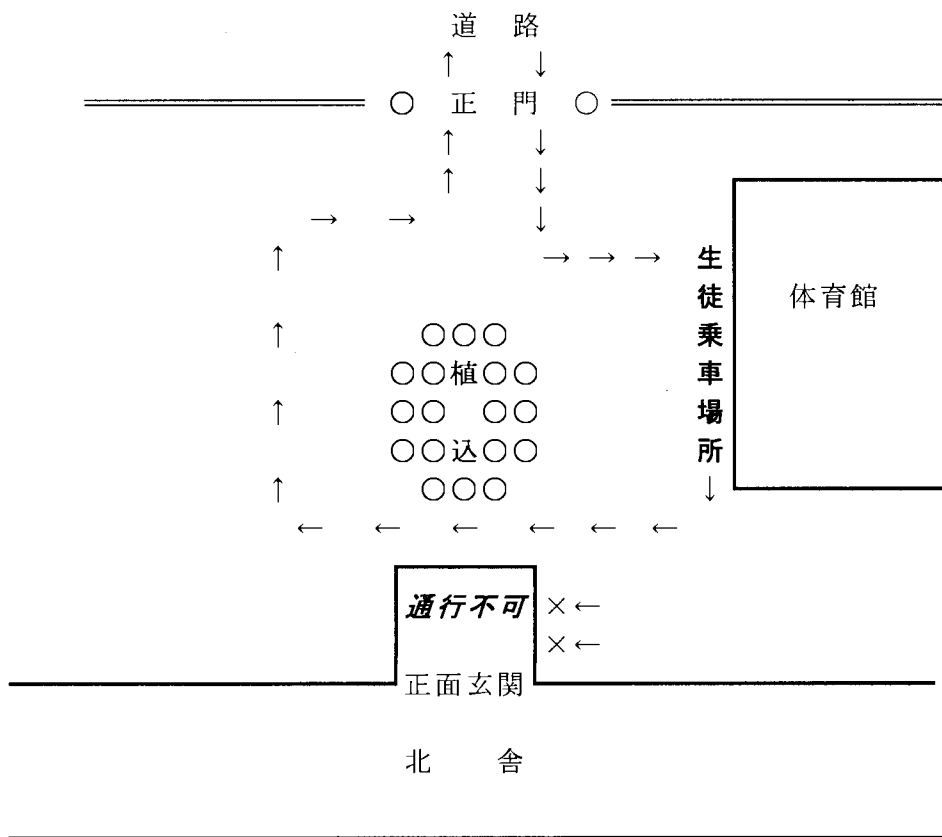
(オ) 今後の対応について県教育委員会と協議する。

(3) 岐阜県外にJアラートによる弾道ミサイルの発射情報が伝達された場合について

原則、授業を継続する。ただし、学校長は近隣県の状況についても、TVやラジオによる報道や国・県・市町村の情報を収集し、その後の情報の発表にも注意すること。

10 保護者への引き渡しについて

保護者の迎えについては、正門（北門）より敷地内に入り、体育館西側で子息を乗車させ、その後植え込みを迂回し正門（北門）より敷地外に出る。校内は最徐行とする。
南門は一切使用しない。



1.1 各災害毎複数の避難所について

	距離	収容 可能 人員	洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	地震	大規模な 火事	指定 避難所
揖斐高等学校	0 k m	230	○	○	○	○	○
揖斐小学校	0.6 k m	800	○	○	○	○	
揖斐公民館	1.0 k m	200	○	○	○	○	○
揖斐川町役場	1.5 k m	300	-	○	○	○	○
揖斐川町地域 交流センター	1.7 k m	400	-	○	○	○	○
揖斐川中学校	2.0 k m	900	-	○	○	○	
揖斐川町健康広場	2.5 k m	500	-	○	○	○	○

※揖斐川町のホームページより抜粋